

預貯金口座付番手續について

埼玉県医師信用組合

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）に基づく預貯金口座付番手續の際は、以下の点について、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客様に対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

2. 預貯金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

- ・災害時又は相続時において、お客様の個人番号の利用によりお客様又はその相続人が預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。
- ・お客様の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手續においてお客様の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3. 他の金融機関への付番について

当組合への付番のほか、当組合経由で他の金融機関への付番を行うことが可能です。

4. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

当組合及び他の金融機関への付番を行う場合は当該他の金融機関のお客様名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に付番を取り消すことはできません。

5. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客様の氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。**必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日を提供いただきますようお願いいたします。**金融機関に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続等を行っていただく必要があります。

また、他の金融機関への付番を行う場合、本申込時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると正しく付番が行われない場合があります。

6. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については、当組合 HP（<https://www.stdb.co.jp>）をご参照ください。

7. 預貯金口座付番の結果通知について

当組合や他の金融機関への付番については、預金保険機構より郵送にて結果通知がなされます。口座有無の確認等のため、結果通知まで2～3週間ほどお時間をいただく場合があります。

8. 本人情報最新化について

金融機関は、付番いただいたお客様の氏名・住所・生年月日・個人番号を正確かつ最新の内容に保つため、預金保険機構経由で地方公共団体情報システム機構へ照会を行う場合があります。

必要書類・確認事項等

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意（上記項番2への承諾）	預貯金口座付番申込書兼個人情報の利用目的及び第三者提供に関する同意書
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類※1
個人番号※2	個人番号が確認できる書類※3

※1：顔写真付きの公的書類（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※2：マイナンバーカードを持参していない等、個人番号の提供が困難な場合は不要です。ただし、個人番号の提供がなく本人確認情報が最新でない場合等において、お客様の指定する金融機関に別の方の個人番号が付番されること又は、お客様の個人番号が別の方の預貯金口座に付番されることが極めて稀ながら発生する場合があります。お客様が被った損害について、預金保険機構や金融機関の故意又は重過失によるものである場合を除き、預金保険機構又は金融機関は責任を負わないものとします。

※3：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。